

学科教本 改訂表

(平成 29 年 3 月 12 日の道交法改正に対応)

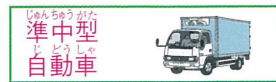
道路交通法の改正に伴い、学科教本の一部を改訂致します。
つきましては、改訂表を作成しましたので、ご活用下さい。

P6 21 自動車 下記に変更

原動機（エンジン）を用い、レールや架線によらないで運転する車で、原動機付自転車や身体障害者用の車いす、歩行補助車など以外の車をいいます。

例 大型自動車、中型自動車、**準中型自動車**、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車

道路交通法による車などや歩行者の区分
下記を追加
















P40 車両の種類と略称 下記に変更

略称	車両の種類
準中型	準中型自動車

貨物	大型貨物自動車、中型貨物自動車、 準中型貨物自動車 と普通貨物自動車
----	---

P77 下記に変更

法定速度（高速自動車国道の本線車道を除く）

区分（車の種類）				最高速度
 大型乗用自動車	 大型貨物自動車	 中型乗用自動車	 中型貨物自動車	60km/h
 準中型自動車	 普通乗用自動車	 普通貨物自動車	660cc以下の普通自動車	
 ミニカー	 大型特殊自動車	 けん引車(79ページ参照)	 大型自動二輪車	
 普通自動二輪車	 原動機付自転車			30km/h

P121 下記に変更

運転免許の区分と種類

区 分	種 類
第一種免許	大型免許 中型免許 準中型免許 普通免許 大型特殊免許 大型二輪免許 普通二輪免許 小型特殊免許 原付免許 けん引免許
第二種免許	大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許 大型特殊第二種免許 けん引第二種免許
仮 免 許	大型仮免許 中型仮免許 準中型仮免許 普通仮免許

P123 運転免許の区分と種類 下記に変更

● 仮運転免許（仮免許）

免許（第一種や第二種）を受けようとする人が、練習や運転免許試験のために大型自動車、中型自動車や準中型自動車及び普通自動車を運転しようとする場合に必要の免許です。

仮免許を受けた人が、練習のため大型自動車、中型自動車や準中型自動車及び普通自動車を運転するときは、

- ① その車を運転することができる第一種免許を通算して3年以上受けている人
- ② その車を運転することができる第二種免許を受けている人
- ③ 指定自動車教習所の教習指導員

上記①、②、③のいずれかの人を運転者席の横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。

仮免許で運転練習をするときは、車の前と後ろの定められた位置に仮免許練習標識をつけなければなりません。

P217 (1) 運転席での点検 下記に変更

■印の項目は、事業用の自動車や自家用の大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車やレンタカーなどについても長距離走行するときや洗車、給油をおこなうときなどに実施しましょう。

4 第一種運転免許の種類と運転できる自動車など

(法85)

第一種免許の種類に応じて運転できる自動車や原動機付自転車は、次のとおりです。

運転できる自動車 第一種免許の種類	大型自動車	中型自動車	準中型自動車	普通自動車	大型特殊自動車	大型自動二輪車	普通自動二輪車	小型特殊自動車	原動機付自転車
大型免許	○	○	○	○				○	○
中型免許		○	○	○				○	○
準中型免許			○	○				○	○
普通免許				○				○	○
大型特殊免許					○			○	○
大型二輪免許						○	○	○	○
普通二輪免許							○	○	○
小型特殊免許								○	
原付免許									○
けん引免許 (126ページ参照)	大型、中型、準中型、普通、大型特殊自動車のけん引車で、車の総重量（人や荷物を乗せた状態での車全体の重さ）が750kgをこえる重被けん引車をけん引する場合								

Check!

運転免許を受けられる年齢など

第一種免許

- 大型免許……21歳以上（自衛官は19歳以上）で、中型免許か普通免許、または大型特殊免許を受けていた期間が通算して3年以上
- 中型免許……20歳以上（自衛官は19歳以上）で、普通免許、または大型特殊免許を受けていた期間が通算して2年以上
- 準中型免許、普通免許、大型二輪免許、大型特殊免許、けん引免許 ……18歳以上
- 普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許 ……16歳以上

第二種免許……21歳以上で、大型免許か中型免許、または普通免許か大型特殊免許を受けていた期間が通算して3年以上

P129 表1 主な一般違反の点数と反則金の額 下記に変更

- (注1) 「大型」は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車などをいいます。
- (注2) 違反をした場合に酒気を帯びていたときは酒気帯びの点数になります。酒気帯び点数0.25未満は、呼気中のアルコール濃度が0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満などの場合を、また、酒気帯び点数0.25以上は、呼気中のアルコール濃度が0.25mg/ℓ以上などの場合をいいます。
- (注3) 「速度超過」の欄の（ ）の数字は、高速道路関係の点数および反則金の額です。
- (注4) 「放置駐車違反」の欄の「大型」は重被けん引車をふくみます。
- (注5) 「積載物重量制限超過」の点数と酒気帯び点数の左欄は大型車等、右欄は普通車等の点数です。
- (注6) 後部座席の「座席ベルト装着義務違反」は、高速道路で違反したときのみ点数がつけられます。
- (注7) そそのかし行為により違反をした場合も違反行為と同じ点数になります。
- (注8) 「放置駐車違反」、「駐車違反」の欄の（ ）の数字は、高齢運転者等専用場所等において、標章車（238ページ参照）以外の車が駐停車した場合の反則金の額です。

P125 自動車の種類 下記に変更

<p>大型自動車</p>	<p>中型自動車、準中型自動車、普通自動車、 大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、 小型特殊自動車以外の自動車で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車両総重量 11,000kg以上のもの ●最大積載量 6,500kg以上のもの ●乗車定員 30人以上のもの (大型バス、大型トラックなど) 			<p>大型乗用自動車</p>	<p>大型貨物自動車</p>
<p>中型自動車</p>	<p>大型自動車、準中型自動車、普通自動車、 大型特殊自動車、大型自動二輪車、 普通自動二輪車、小型特殊自動車以外の自動車で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車両総重量 7,500kg以上11,000kg未満のもの ●最大積載量 4,500kg以上6,500kg未満のもの ●乗車定員 11人以上29人以下のもの (マイクロバス、中型トラックなど) 			<p>中型乗用自動車</p>	<p>中型貨物自動車</p>
<p>準中型自動車</p>	<p>大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、 普通自動二輪車、小型特殊自動車以外の自動車で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車両総重量 3,500kg以上7,500kg未満のもの ●最大積載量 2,000kg以上4,500kg未満のもの ●乗車定員 10人以下のもの 			<p>準中型自動車</p>	
<p>普通自動車</p>	<p>大型自動車、中型自動車、準中型自動車、 大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、 小型特殊自動車以外の自動車で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車両総重量 3,500kg未満のもの ●最大積載量 2,000kg未満のもの ●乗車定員 10人以下のもの (普通乗用車、小型トラックなどやミニカー) 			<p>普通乗用自動車</p>	<p>普通貨物自動車</p>
  		<p>50ccをこえ660cc 以下の普通自動車</p>	<p>三輪の普通自動車</p>	<p>ミニカー</p>	
<p>大型特殊自動車</p>	<p>特殊な構造(カタピラ式または装輪式)の、特殊な 作業に使用する自動車(フォークリフト、ロータリ 除雪車など)で、小型特殊自動車以外のもの</p>	 		<p>大型特殊自動車</p>	
<p>大型自動二輪車</p>	<p>エンジンの総排気量が400cc をこえる二輪の自動車(側 車付のものを含む)</p>		<p>普通自動二輪車</p>	<p>エンジンの総排気量が50cc をこえ、400cc以下の二輪の 自動車(側車付のものを含む)</p>	
<p>小型特殊自動車</p>	<p>特殊な構造のもの(農耕作業用トラクターなど)で、車体の大きさが 長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.00m以下(ヘッドガードなど を備えた自動車は、高さ2.80m以下)にあてはまり、最高速度が 15km毎時以下のもの</p>			<p>小型特殊自動車</p>	
<p>備考</p>	<p>内閣総理大臣が指定する(運転特性が二輪の自動車に類似するもの)三輪の自動車は 二輪の自動車とみなされます。</p>				

P138 下記に変更

section

オートマチック車などの運転

1 オートマチック車の運転

P139 下記に変更

2 先進安全自動車 (ASV) の運転

先進安全自動車は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした運転技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

● 先進安全自動車 (ASV) とは

先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ACC (車間距離制御システム) 等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

P190 下記に変更

2 行き違い時などでの前照灯の操作や眩惑の回避措置 (法52・II)

② 前照灯は、交通量の多い市街地を通行している時や対向車とすれ違う時、他の車の直後を通行している時以外は、上向きにして歩行者などを少しでも早く発見するようにしましょう。

3 見通しの悪い交差点などでの前照灯の操作

見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きにするか点滅させて、他の車や歩行者に交差点への接近を知らせましょう。

P225 車種・用途別の定期点検期間 下記に変更

3か月ごと



バス、タクシー、トラックなどの事業用自動車

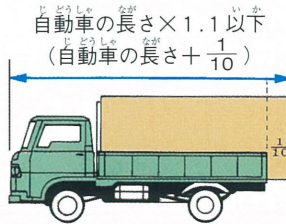
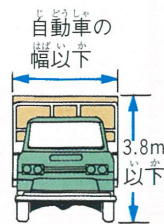


家用の大型乗用自動車、中型乗用自動車や車両総重量8t以上の貨物自動車



レンタカーの大型乗用自動車、大型貨物自動車、中型乗用自動車、中型貨物自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車(660cc以下を除く)など

P245 乗車と積載などの制限 下記に変更

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員 ●ミニカーは1人 ●特定の構造の農業用薬剤散布車は1人(運転者用以外の座席があるものは2人)	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量 ●ミニカーは30キログラム ●特定の構造の農業用薬剤散布車は1500キログラム	自動車の長さ×1.1以下 (自動車の長さ+ $\frac{1}{10}$)  自動車の幅以下  3.8m以下 公安委員会が特に認めた自動車は高さ4.1メートル以下 三輪の普通自動車と総排気量が660cc以下の普通自動車は高さ2.5メートル以下

P251 **けん引の制限** 下記に変更

(1) **台数の制限**

- 大型自動車、中型自動車、**準中型自動車**、普通自動車、大型特殊自動車でけん引するとき……… **2台**
- 大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車でけん引するとき……… **1台**

P258 下記に変更

自動車登録番号標の車種別分類番号

分類番号	車両法による区分	道路交通法による車種別
1、10～19、100～199	普通貨物車	大型貨物車、中型貨物車、 準中型貨物車 、普通貨物車(2,000ccをこえる)





P259 下記に変更

(3) **定期点検**

事業用の自動車、自家用の大型自動車および中型自動車や**準中型自動車**、大型自動車、普通貨物自動車などのレンタカーについては**3か月**ごとに、自家用の普通貨物自動車や普通乗用自動車などのレンタカーなどについては**6か月**ごとに、自家用の普通乗用自動車などについては**1年**ごとに点検し、必要な整備をしなければなりません。(225ページ参照)

P277 下記に変更

高速自動車国道（本線車道）における最高速度と最低速度

自動車の種類		最高速度	最低速度
<ul style="list-style-type: none"> ● 大型乗用自動車 ● 中型乗用自動車 ● 中型貨物自動車 (車両総重量8t未満、最大積載量5t未満のもの) ● 準中型自動車 ● 普通自動車 (次のものを除く) 	 大型乗用自動車  中型乗用自動車  普通乗用自動車	100 km/h	50 km/h
<p>① けん引するためと、けん引されるための構造と装置のある車でけん引中のもの<けん引自動車></p> <p>② 三輪のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大型自動二輪車 ● 普通自動二輪車 (総排気量が125ccをこえるもの) ● 緊急自動車 (緊急用務中のもの) 	 中型貨物自動車  準中型自動車  660cc以下の普通自動車  大型自動二輪車 普通自動二輪車(125ccをこえるもの)		

(道路維持作業用自動車を除きます)